第85号議案

損害賠償の額の決定及び和解について

道路の維持管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

1 事故発生日時 令和3年9月24日(金)午後7時頃

2 事故発生場所 蒲郡市清田町大口地内

市道坂本前田門前1号線路上

3 損害賠償の相手方 東京都文京区後楽2丁目20番16号

後楽2丁目ビル5階

株式会社ワールドフォースインターナショナル

代表取締役社長 田上 修

4 事故の状況 上記日時及び場所において、相手方の軽貨物車が市道の

横断側溝にあるグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、相手方車両の右前輪に巻き込み、

相手方車両は、右前輪等を損傷した。

5 損害賠償額 863,390円

提案理由

損害賠償の額を定め、及び和解するため提案する。